



全大教

全国大学高専教職員組合 発行所
Faculty and Staff Union of Japanese Universities
毎月1回10日発行 (1部30円) 組合員の購読料は組合費に含まれています

第257号 2010年11月10日

全大教のホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp>

◆全大教の紹介
◆大学・高等教育に関する情報など

◇情報の提供やお問い合わせは全大教情報宣伝部まで
Eメール <josen@zendaikyo.or.jp>

〒101-0051東京都千代田区神田神保町2-14朝日神保町プラザ201
TEL 03(3262)1671/FAX 03(3262)1638

2年連続の大幅な賃金の不利益変更 — 教職員の声と団体交渉でストップを —

大学・高専の教育研究にも悪影響

◆2年連続の大幅な賃金の不利益変更

期末・勤勉手当支給月数の推移



昨年も期末・勤勉手当0・35月と本給0・2%削減により、平均15万4000円、55歳教員で26万円も賃金の不利益変更がされました。今年も人事院勧告に準拠し、期末・勤勉手当0・2月分が削減されると、過去最低の年間3・95月となり、加えて55歳を超える

職員の本給1・5%賃金削減によって、昨年同様の大幅な賃金の不利益変更となります。

こんな大幅で急激な賃金の引き下げは、法人化で責任が重くなり、超多忙な労働条件でも必死に教育研究を支えている私たちにとって極めて理不尽なものです。

大学職員の賃金水準は国家公務員の87% (高専職員は83%) です。同時にこれは民間賃金より13%低いことを意味します。

教員賃金も中堅の私立大教員と比べて低い水準にあります。したがって、これまで

平成21年度 国立大学の事務・技術職員の給与水準(文科省)

平均年間給与	対国家公務員指数
5,666,000	86.7

での閣議決定「独立行政法人の役員員の給与と改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となるよう要請する」を参考にすれば、教職員の賃金を引き上げることが必要です。

労働契約法(就業規則)の不利益変更は、教職員組合との交渉と合意が必要ですが、労働契約法によつて、大学法人等は、不利益変更を行う合理的理由を教職員組合に説明することが義務付けられ、組合との合意なしに賃金・労働条件を引き下げることはできません。

◆大学・高専職員の賃金は国家公務員より低いまま引き下げる必要性はありません

◆55歳を超える教職員の1・5%賃金カット、その合理的根拠はありません

人事院の資料でも、役員を問わずに一定年齢で給与を削減する民間企業は2割弱です。事務職員給与表6級以上や教授の給与は一般職員より少

とを無視するもので、多くは30歳台で入職しており、入職年齢が他職種より遅いことを無視するもので

◆国が求める人件費削減は十分達成済みです

2006年度以降5年間で5%の人件費削減を行う総人件費改革はすべての大学が超過達成している

文部科学省も「人件費については、附属病院を除き、常勤教員を中心に大きく減少し

た。今後、教育研究や若手教員への影響が懸念されると指摘するほどです。

事務職員 (高専)

係員 30歳	▲42,160円
係長 40歳	▲64,740円
課長 56歳	▲222,374円

教員 (高専)

助教 30歳	▲52,780円
准教授 40歳	▲82,700円
教授 56歳	▲237,378円

人事院勧告通りに実施した場合の年間給与減額シミュレーション(高専機構の作成資料から-2010.9)

2011年度運営費交付金の危機

現在、来年度の運営費交付金の額を決める政府予算案編成の過程が進んでいます。

7月の「概算要求基準」では、予算組替えを促す方策として「元氣な日本復活特別枠」が設定されることが盛り込まれており、今後の「政策コンテスト」の日程で実施されました。

8月30日の文部科学省概算要求のなかでは、国立大学運営費交付金は全体としては増額要求(1兆1,909億円)ですが、その中には884億円の「特別枠」での「政策コンテスト」の参加が盛り込まれており、今後の「政策コンテスト」の日程で実施されました。

全大教の基本的な立場と今後の運動

全大教はこの間、8月26日と10月15日に声明を出して、パブリック・コメントを含む「政策コンテスト」による予算決定方式に反対し、政府の責任での高等教育予算の充実を求めています。

こうした全大教の主張を広く社会全体に強く訴えていくアピール賛同署名を開始します。

大学・高専の充実を求めるアピール

- 国立・公立・私立の別なく、すべての大学・高専において教育と研究の充実が図れるよう、自律的な運営をさらに充実することを求めます。
- 日本は、国際人権規約第13条の「高等教育無償化条項」を留保している世界でただ2つの国のうちのひとつです。この留保を撤回し、大学についても無償化をめざすことを求めます。また、無償化が実現するまでの間、授業料免除制度の拡充を行うとともに、現在有利子貸与型の割合が高い奨学金を、無利子貸与型、給付型へ移行していくことを求めます。
- 国立大学について教育研究の基盤を支える運営費交付金が2004年の法人化以降減額され続けています。これを増額することを求めます。
- 高等教育全体への国などからの公財政支出の世界的な標準は、OECD諸国平均で対GDP比1%です。上述の施策を確実に実施するために、現在の対GDP比0.5%から、少なくとも1%の水準まで引き上げることを求めます。

今月の紙面

- ◆北海道・東北地区、中四国・九州地区単代表報告
- ◆高専単代会議、労働セミナーを開催
- ◆10・21国民集会に5千人が集結
- ◆第17回国立大学法人関連保育所交流会
- ◆単組からのレポート
- ◆大教大「結成50年を迎えて」
- ◆信州大「70号をこえた」くみあいニュース
- ◆わたしもひとごと
- ◆大学人インタビュー 福井大学教授 森透氏